

子育て世帯に 電動自転車を貸し出し

幼児2人同乗用



子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児2人同乗用(3人乗り)電動自転車を貸し出します。

▼対象 本年4月1日現在で次の要件を全て満たす方①満16歳以上で市内在住②1歳以上6歳未満の子どもを2人以上養育している③自転車の適正な保管場所

を確保できる④市税と認可保育園の保育料を滞納していない▼仕様と台数 幼児2人同乗基準適合車。内装3段変速電動アシスト付き。20台(抽選。新車ではありません)ありませぬ▼利用期間 12か月以内(1か月単位)▼費用 無料(自転車の点検・整備・修理費用と自転車返却時の赤色TSマーク貼付費用は、利用者負担)▼申請 市ホームページ、子育て支援課、各子育て支援センター、綾南保育園、大上保育園、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾北福祉会館、各児童館にある市幼児2人同乗用自転車レンタル事業実施要綱や利用規約を読み、申請書に記入。添付書類と一緒に1月15日〜2月5日に〒252-11192(住所不要) 同課へ郵送か直接(1世帯1通のみ)▼貸出条件 3月13日(日)か14日(月)に開催予定の市が主催する自転車安全運転講習会への参加(後日案内)▼問い合わせ 70・5664

不妊治療や一般不妊治療を行っている方に、検査・治療費の一部を助成しています。

▼内容 ①不妊治療費助成②一般不妊治療費助成▼助成額 治療費や検査料の保険診療対象外で自己負担分の2分の1(上限は①30万円、②1年度当たり5万円)で治療期間は2年間まで▼対象 次の要件を全て満たす方▽申請時点で市内に住居登録か外国人登録をしている夫婦で、法律上の婚姻関係にある▽医療機関で不妊症(②は不妊症)と診断され、検査と治療を受けた▽夫婦の前年度所得額の合計が730万円未満▽国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している▽対象者と世帯員に市税の滞納がない▽市内居住時の治療と検査の費用である▼必要書類 不妊治療費(②は不妊治療費)助成事業受診等証明書、治療費の

不妊・一般不妊症 治療費の一部を助成

領収書と明細書(原本)、通帳などの申請者名義の振込先口座番号が確認できるもの、印鑑、所得・納税状況・婚姻関係を証明するもの▼申請 保健医療センターで配布する申請書(市ホームページ)からダウンロード可能に記入し、①は不妊治療終了後1年以内に、②は不妊治療の前年2月〜1月の診療分領収書を添えて3月末日までに、同センター(☎77・1133)へ直接

応募～返却の流れ

- ①利用申請書を同課へ提出
- ②自転車安全運転講習会に参加
- ③貸し出し開始
- ④自転車店で点検・整備後赤色TSマークを貼付して市に返却

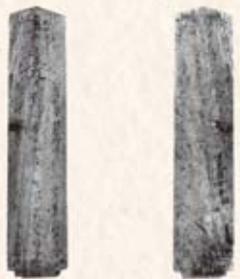
タイムスリップ

棟札

棟札とは、寺社や民家など建物の建築や修繕の記録・記念として棟木や梁など建物内部の高所に取り付けた札です。

棟札には、建物をはじめ地域の歴史や文化に関することが記され、当時の様子を知ることができる重要な資料になっています。棟札の中には、市指定文化財になっているものがあります。

園生涯学習課☎70・5637。



▲寝能大明神勧請棟札(子之社)



▲熊野三社権現造立棟札(熊野社)

きらめき 市民活動

まちかど特派員
レポート 高橋 元



綾瀬フォトクラブ

岡古泉
☎77・0356



▲撮影会での集合写真



▲吉岡地区センターまつりでの展示の様子

綾瀬フォトクラブは、「心に残る写真」を合言葉に、平成4年に開かれた成人学級講座の受講生が中心となり発足した写真の団体です。撮影会や作品講習会、市文化芸術祭、吉岡地区センターまつりへの参加のほか、市民活動を応援するきらめき補助金を活用し、写真展と第九コンサートを他団体と共同で開催するなどの活動を行ってきました。

同クラブの活動を通して、多くの方に写真を楽しんでほしい、地域の文化芸術向上につながることを願っています。

法の基本を学んでいます。「発足当初は、フィルムカメラしかありませんでしたが、今ではデジタルが主流となりました」と代表の古泉尚さんは振り返ります。「写真は何よりも、自分の目で見て、心で感じるこ